第八号書式（第六十四条関係）（平５会計規３・全改、平19会計規２・平29会計規２・令元会計規１・令２会計規７・一部改正）

何　　省（何庁）所　　管

令　和　何　年　度

何　々　会　計

国有財産増減及び現在額計算書

添付書類

何　　々

証拠書類

書面　　何冊何枚

記録媒体　何枚

庁　　名

職官　氏　　名

年　　月　　日提出

国有財産増減及び現在額

（分類）何々　　（種類）何々　　（部局名）何々

区分	数量単位	何年度末現在		何年度間増減						何年度末現在		備考
				増		減		差引				
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
口座別名称 所在地名			円		円		円		円		円	
土地	平方メートル											
立木竹 （樹木）	本											

立木竹（立木）	立方メートル												
立木竹（竹）	束												
立木竹計													
建物（建面積）	平方メートル												
建物（延べ面積）	平方メートル												
工作物													
機械器具													
船舶（汽船）	隻												
船舶（汽船）	トン												
船舶（艦船）	隻												
船舶（艦船）	トン												
船舶（雑船）	隻												
船舶計	隻												

航　空　機	機											
地 上 権 等	平方メートル											
特 許 権 等	件											
政府出資等												
不動産の信託の受益権	件											
合　　計												

参考

1　用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ列４を標準とし、左とじとすること。

2　この表は、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第22条の２各号に掲げる国有財産及び国有財産法附則第２条の規定により国有財産増減及び現在額報告書の作成を省略することとされた国有財産については、作成することを要しない。

3　口座別名称及び所在地名は、口座の設定に当たり土地を基準としている国有財産のうち、行政財産にあっては、国有財産台帳の口座名及び所在地名を、普通財産にあっては、当該財産の所在する都道府県名を記入し、口座の設定に当たり土地を基準としていない国有財産のうち、行政財産にあっては、当該財産を管理する官署等の名称を、普通財産にあっては、当該財産を管理する官署等の所在する都道府県名を記入すること。

4　区分のうち、該当する財産がないものについては、その欄の記入を省略することができる。

5　何年度間増減の欄中差引の欄に差引減があるときは、その数字にマイナスの記号を付すること。

6　計算書には、国有財産の種類別及び分類別の区分別合計並びにその会計の区分別総計を記入すること。